（例示）〇〇町子ども会育成会　個人情報取扱いルール

（目的）

第１条　本ルールは、〇〇町子ども会育成会（以下、本会と言います。）が取り扱う個人情報について、適正な取扱いをすることを目的として定めます。

（個人情報の管理者）

第２条　本会における個人情報の管理者は、育成会会長とします。

（個人情報の取扱い者）

第３条　本会における個人情報の取扱い者は、会長が指名する〇〇（例：副会長、安全共済担当者等）とします。

（秘密の保持）

第４条　個人情報の管理者・取扱い者は、知り得た個人情報を別に定める利用目的以外に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

（個人情報の利用目的）

第５条　本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に利用します。

（１）子ども会行事の企画、実施

（２）会費の徴収、管理、活動にかかる広報物の回覧、配布

（３）会員名簿等の作成

（４）活動に起因するけが、疾病等に関する子ども会安全共済や各種保険などの手続き

（個人情報の取得）

第６条　本会は、加入にかかる届けを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

２　本会が会員から取得する個人情報は、子ども会ならびに育成会会員の氏名、学年（年齢）、住所、電話番号、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

３　会員名簿を配布する場合に記載する個人情報は、必要最小限とし、会員が同意する事項とします。

（個人情報の管理）

第７条　個人情報は、会長が保管するものとし、適正に管理します。

（個人情報の第三者への提供）

第８条　個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しません。

（１）会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合

（２）法令に基づく場合

（３）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

２　個人情報を第三者に提供したときは、記録を作成し、保存します。

（個人情報の訂正・削除）

第９条　会員は、本会に提供した個人情報について訂正、削除を求めることができます。

２　前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正、削除を行います。ただし、各会員にすでに会員名簿等を配布している場合にあっては、各会員に周知することをもって、訂正に替えることができるものとします。

（個人情報の破棄）

第10条　本会の退会により、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして破棄します。

（ルールの周知）

第11条　本会は、本ルールを会員の加入時に配布するとともに、毎年１回は総会や回覧など適当な方法で会員に周知します。

（附則）

この取扱いルールは、令和○年○月○日から施行します。